

生活保護世帯	市民税非課税 (保護者の収入※ 1 が 80 万円以下)	市民税非課税世帯 (保護者の収入※ 1 が 800,001 円以上)	市民税所得割 (3 万 3 千円未満)	市民税所得割 (3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満)	市民税所得割 (23 万 5 千円以上)
【生保】	【低 1】	【低 2】	【中間 1】	【中間 2】	【一定以上】
所得区分① 負担上限額 0 円	所得区分② 負担上限額 2, 5 0 0 円	所得区分③ 負担上限額 5, 0 0 0 円	所得区分④※ 2		所得区分⑤ 自立支援医療の 対象外
			負担上限額 5, 0 0 0 円	負担上限額 1 0, 0 0 0 円	
			重度かつ継続※ 3		
			所得区分④ 1 負担上限額 5, 0 0 0 円	所得区分④ 2 負担上限額 1 0, 0 0 0 円	所得区分⑤ 1 ※ 4 負担上限額 2 0, 0 0 0 円

※ 1 収入とは、次に掲げる収入の合計金額を指す。

- (1) 地方税法上の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号）
- (2) 所得税法上の公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号）
- (3) その他厚生労働省令で定める給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 54 条各号に掲げる給付の合計金額）

※ 2 「中間所得層」（所得区分④）の 5,000 円及び 10,000 円の負担上限額は、令和 9 年 3 月 31 日までの経過的特例。

※ 3 「重度かつ継続」の範囲

- (1) 疾病症状等から対象となる者（腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る））
- (2) 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者（医療保険の多数該当の者）

※ 4 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」（所得区分⑤ 1）の 20,000 円の負担上限額は、令和 9 年 3 月 31 日までの経過的特例。